

【評価価格点数計算方法】

(1) 【二次審査の審査基準】⑫「市への指定管理料または市への納付金の提案評価」の審査については、提案価格から次の計算式のとおり自動的に算定する。提案価格は、申請者が提案した指定期間中の指定管理料または納付金の合計金額（消費税込み）とする。

【指定管理料の場合】	最低価格の応募者を5点とし、その他の応募者は次により計算する。 $\{ (\text{提示額} - \text{提案価格}) / (\text{提示額} - \text{最低提案価格}) \} \times 5\text{点}$ ※上記の計算によって求められた点数が1点に満たない場合、1点とする。
【納付金の場合】 ※価格評価の場合	最高価格の応募者を5点とし、その他の応募者は次により計算する。 $\{ (\text{提案価格} - \text{提示額}) / (\text{最高提案価格} - \text{提示額}) \} \times 5\text{点}$ ※上記の計算によって求められた点数が1点に満たない場合、1点とする。

- 提示額…市が募集要項で提示した指定管理料の上限額、または納付金の下限額
- 最低提案価格…応募者のうち、最も低い指定管理料の提案をした事業者の提案価格
- 最高提案価格…応募者のうち、最も高い納付金の提案をした事業者の提案価格

(2) 【二次審査の審査基準】⑫「市への指定管理料または市への納付金の提案評価」の審査について、利益の一部を納付金として納付してもらう場合（納付金の額が変動する場合）、価格ではなく、利益の何%を納付するか（提案率）によって評価を行う。次の計算式のとおり自動的に算定する。指定期間中の提案率は、各年度同じ率とする。

【納付金の場合】 ※提案率評価の場合	最高提案率の応募者を5点とし、その他の応募者は次により計算する。 $\{ (\text{提案率} - \text{提示率}) / (\text{最高提案率} - \text{提示率}) \} \times 5\text{点}$ ※上記の計算によって求められた点数が1点に満たない場合、1点とする。
-------------------------------	--

- 提示率…市が募集要項で提示した納付金の下限率
- 最高提案率…応募者のうち、最も高い納付率の提案をした事業者の提案率

※(1)、(2)の計算の結果、小数点以下が発生する場合は第3位を四捨五入により計算を行う。

※市で提示している指定管理料上限額（提示額）を超える提案、納付金下限額（提示額）または納付金下限率（提示率）を下回る提案は即失格となるので注意してください。